

# 東京都立図書館協議会 第24期第7回定例会議事録

平成22年9月30日（木）

都立中央図書館4階 多目的ホール

午後2時～午後4時10分

## 出席者名簿

### 委員

(欠席者)

糸賀雅児委員	岡本真委員	池山世津子委員
小林麻実委員	齊藤一誠委員	栗原卯田子委員
田中久徳委員	千野信浩委員	野末俊比古委員
中島元彦委員		持田浩志委員
		米澤誠委員

### 都立図書館幹部職員

中央図書館長  
総務課長 企画経営課長  
サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長  
多摩図書館長

### 教育庁

社会教育施設係主任

### 事務局

企画経営係長 企画経営担当係長 企画経営係主事

## 配布資料

東京都立図書館協議会第24期第7回定例会次第

座席表

第24期作業部会委員名簿

デジタル時代の都立図書館像に関する提言に当たっての検討事項等②

デジタル化関連用語

東京の地域特性

都立図書館利用状況（21年度利用実態・満足度調査）

電子書籍等のメリット・デメリットについて

都立図書館企画展「電子書籍を体験しよう」の実施

電子書籍に関する最近の動き（新聞記事抜粋）

都立図書館におけるインターネット環境等の整備状況

国立国会図書館におけるデジタルアーカイブの状況

東京都立図書館協議会第24期第7回定例会

平成22年9月30日（木）

午後2時1分開会

【中島議長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第24期第7回東京都立図書館協議会を開会いたします。

事務局から配布資料の確認、情報公開等について、説明をお願いいたします。

【倉富企画経営課長】 都立中央図書館管理部企画経営課長の倉富でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、欠席委員の連絡についてでございます。本日は業務の関係で池山委員、野末委員、持田委員がご欠席されています。また、配布されております座席表の中で、米澤委員と栗原委員につきましても、本日連絡がございまして、急用につき、ご欠席ということでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。資料1から4まで、それから参考資料といたしまして1から8がございますので、恐縮でございますが、ご確認いただければと存じます。

なお、資料につきましては先日メールまたは郵送にてお配りしているところでございますが、一部修正がございましたので、本日の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前を付して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。本日の傍聴者はゼロ名でございます。よろしくお願いいたします。

【中島議長】 では、早速議事に入りたいと思います。本日は定例会次第でございますように、「デジタル時代の都立図書館像」ということで協議をしていただく予定でございます。事務局から説明をお願いします。

【倉富企画経営課長】 初めに、本日の流れにつきまして簡単にご説明させていただきます。

まず最初に、今期第24期作業部会委員について説明をさせていただいた後、資料4に

なりますが、前回に引き続き、協議テーマ「デジタル時代の都立図書館像」につきましてご議論をいただく流れになってございます。

初めに総論部分の一、二ページの提言の視点、デジタル時代における都立図書館の役割と方向性といった総論部分につきまして30分程度お時間をおとりして、その後、3ページ以降の各論を含めて1時間程度説明、討議とさせていただきたいと思います。また、3時ごろ休憩時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料3をごらんください。都立図書館協議会第24期作業部会委員名簿（案）についてご報告させていただきます。事務局におきまして、前回の意向を踏まえまして、議長、副議長と相談の上、作業部会委員の案を決めさせていただきました。資料にお示しさせていただいておりますとおり、5名の委員の方をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【中島議長】 ただいま事務局から都立図書館協議会第24期作業部会委員名簿（案）の説明がございました。何かご意見がございますでしょうか。なお、本日、この名簿の中で野末委員と米澤委員がご欠席でございますが、事前にお2人からは了解を得ているというところでございます。何かご意見がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この5人の方に作業部会委員をお願いしたいと思います。ご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

次に、本日の協議テーマについて、事務局から説明をお願いします。

【倉富企画経営課長】 本日は、協議会テーマ「デジタル時代の都立図書館像」につきまして、前回の第6回に引き続きまして、これまでのご意見を踏まえまして事務局で論点整理をさせていただいたものをご説明し、ご議論をいただきたいと存じます。また、本日の討議を踏まえまして、今後作業部会で検討していくこととなります。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料4をごらんください。

初めに資料の見方でございますが、右側にこれまでの協議会での主な意見を、左側に検討事項等といたしまして、黄色い枠に右側の意見の趣旨を、事務局で整理をさせていただいたもの、緑色の枠に、その関連で参考となる事項を掲載させていただいております。説明につきましては、この左側の部分と、参考資料の一部説明をさせていただきます。

また、この資料の構成ですが、総論部分として、1ページに提言の視点等、2ページにデジタル時代における都立図書館の役割及び方向性、その後で3ページ以降になりますが、

各論としてデジタル情報の収集・提供、5ページにデジタル情報に関するアクセス環境の整備等、6ページに図書館資料のデジタル化及びネットワークを活用した情報発信について記載してございます。

それでは、総論部分について説明させていただきます。1ページをごらんください。

1 提言の視点でございます。提言の視点につきましては、前回のご議論の中で、図書館の魅力や力といったものが伝え切れていないのではないかと、提言では図書館は何をするところかを図書館側が積極的に伝えていく姿勢が重要であるといったご指摘がございました。また、図書館の社会的・教育的役割を広く再認識してもらう視点が必要との指摘もございました。3省懇談会の報告に関しても、作業部会それから今後の協議会で検討ということでもございましたので、こういったことを含めまして、このように整理をさせていただいたところでございます。

また(2)でございますが、用語につきましても、図書館の意義ですとか、あるいはデジタルという用語の使い方など、それぞれの意味を明確化していくということが議論を錯綜させないために必要だということでもございました。

また、提言の期間につきましては、5年程度を見据えてということでもございます。

まず、前回のご議論の中で、図書館の役割とは何かというところが1つのポイントかと思われまします。参考1をごらんいただければと思いますが、平成18年に「これからの図書館像」という文部科学省の検討会議、こちらは糸賀先生も委員に入っておられましたけれども、その報告書に記載されている、社会教育施設としての図書館の役割について、法令と合わせて掲載させていただいております。

図書館については図書館法の中で定義がございます。主な業務は、資料の収集・提供、分類・目録整備、レファレンス、それから他の図書館との連携、あるいは読書会、展示会等の開催等ということでもございますが、図書館は、これらのサービスの提供により、教養・調査研究等の生涯学習の場などとして活用するための施設ということでもございます。

また、報告書におきましては、これからの図書館は、調査研究支援、レファレンスサービス、時事情報等の提供といったものを重視することで、地域の課題の解決や振興を図ることが社会教育施設としての図書館の新しい役割であると記載されているところでございます。

都立図書館では、従来から、これらのサービス展開を行っているところでございますけれども、このような図書館サービスが広く知られていなければ、図書館の機能を充実させ

でも利用されないということになります。図書館の役割や提言のスタンスにつきましてのご議論の参考としていただければと存じます。

また、参考2のデジタル関連の用語につきましては、別添の参考資料1に一覧表を作成させていただきました。議論を進めていく上での参考にしていただければと存じます。

それでは、次のページをおめくりください。デジタル時代における都立図書館の役割及び方向性でございます。(1)をごらんください。まず、デジタル化あるいはネットワーク化が進展をいたしましても、先ほどご説明した図書館の役割にかんがみますと、基本的な部分については変わらないのではないかと考えてございます。また、紙と電子のハイブリッド化を進める場合であっても、予算や人員等を考慮して、優先順位をつけながら対応していく必要があるということでした。

その一方、デジタル化を単に進めていくということではなくて、図書館の場としての機能、例えば資料閲覧の場という意味もあれば、司書によるレファレンス等を行う場、あるいは読書活動推進などでイベントを企画したりしてございますが、人と本の出会いの場ですとか、さまざまな意味があろうかと思えますけれども、こういった機能を知ってもらい、活用してもらう工夫も必要だということでした。

また(2)でございますけれども、デジタル化・ネットワーク化を図る際には、都立図書館のミッション、地域特性などを考慮する必要があるということでございます。

参考3と4に、都立図書館のミッション、それから基本的役割につきまして記載させていただいておりますけれども、こちらは前回ご説明させていただいているところでございます。若干でございますが、東京の地域特性につきまして補足させていただきたいと思っております。参考資料2をごらんください。

まず左上の東京都の地図をごらんいただければと思います。現在、都立図書館は地図の右側にあります、港区にある中央図書館と、それから地図の中央にあります立川市にある多摩図書館の2館体制で、それぞれ蔵書のジャンルを分担して運営をしているところでございます。また、地理的特性といたしましては、この下のところに記載がございますけれども、都心から小笠原まで約1,000キロという距離がございます。こういった地域を都立図書館がカバーをしているということでございます。

また、資料の右側の上のほうをごらんいただければと思いますが、都立図書館は区市町村立図書館の支援ということで、蔵書がない資料については、都立図書館の図書を貸し出ししております。島しょ以外につきましては、週1回、協力車で配送をしておりますが、

島しょ部については依頼の都度、郵送しております。島しょ部以外は、この協力貸出のほか、都立図書館間でそれぞれ貸し出しを行いまして、遠隔地でもカバーをできる体制をとってございますけれども、島しょの場合は来館という意味ではなかなか難しい状況でございます。

またその下にインターネット環境を記載させてございます。島しょ部につきましても整備がされてきているという状況でございます。

次に左下の人口構成のグラフをごらんください。色付きの部分は平成17年の分布で、白枠の部分が平成37年、今年から15年後になりますけれども、その人口の分布になります。ごらんいただきますと、人口の山が高齢層のほうに移動している状況をごらんいただけるかと思えます。利用者サービスの展開に当たりましては、このような状況も見据えていく必要があるかと存じます。

今後、作業部会の検討に当たりまして、まとめ方や議論が足りないところ等あるかと思えますが、ご討議いただければと存じます。説明は以上になります。

【中島議長】 それでは1番の提言の視点等、2番のデジタル時代における都立図書館の役割及び方向性、この資料の説明がございました。それでは、皆様からご意見をちょうだいしたいと思いますので、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

【糸賀副議長】 これまだタイトルというのは決まってないから、デジタル時代の都立図書館像というものの議論の範囲というのがもう少し。これはわかるんですがね。どういう議論をするのかということなんですよね。デジタル時代なんだから、別にデジタル化・ネットワーク化のあり方について議論するのではなくて、そういう時代背景の中で都立図書館は今後どうあるべきかという議論なんだろうと思うんですね。

そうすると1つは、都立図書館として、デジタル時代にふさわしい、どういうサービスを提供するかというのも議論の範囲だろうし、それに伴って運営のあり方というんですかね。固定施設はやっぱり当面2つで考えるんだろうと思いますが、多摩とこの広尾という2館体制で、どういうふうに運営していったら、今言ったサービスを実現するのか。あるいは開館時間だとか。24時間アクセスはできるんだと思いますが、物理的な施設の開館時間はやっぱり今みたいなやり方で続けていくとかという意味の運営ですよね。それから当然、私は職員のあり方と言いますかね、人をどういう能力、どういうスキルを持った人をどう配置するかというのも、その議論の中に入ってくるんですかね、運営というふうに考えると。



やっぱりサービスと運営という両面について、都立図書館全体のあり方を提言していく、背景としてはデジタル時代だと。まあデジタル時代の定義というのもよくわかりませんが、とにかくデジタル化とネットワーク化と、あるいは電子書籍の普及というのが進む時代背景の中でという背景を踏まえた提言ということになるのでしょうか。そういう理解でいいんですかね。

【倉富企画経営課長】 よろしいかと思います。

【糸賀副議長】 特に、だから議論がデジタル化・ネットワーク化ということを中心に置くわけではないということで、その確認なんです。

【倉富企画経営課長】 そうですね、それはそういうご認識で結構でございます。今回、こういう形で資料をつくらせていただいたのは、場の提供とかそういったものについて、図書館として当然備えていくべきものであって、そういうサービスを推進をしていくときに、新しい技術が入ってきたときにどう生かしていくのかということになります。当然のことながら、デジタルだけの話ではなくて基礎的なところも押さえていただく必要はあるものと考えてございます。

【糸賀副議長】 そうすると、3期か4期前の都立図書館のあり方についての見直しだとか、俗に「あり検」とか何とか言っていたのがありますよね、あり方検討会でしたっけ。

【倉富企画経営課長】 はい。

【糸賀副議長】 あれを少しバージョンアップするというようなイメージでしょうかね。

【倉富企画経営課長】 都立図書館としての基本的な方向性については、現在ある方針や計画に基づいて運営をしているわけですので、そこについてはそういう前提で進めさせていただきたいと思っております。ただ、その基本的な方向性として計画が定まっていますが、新しい技術が入ってきた中でどのように図書館を活用していくのかということが必要と思っております。また、その前の段階で、そもそも図書館の基本は何なのかということについては、今回のデジタル時代の都立図書館像の提言に当たっては押さえておくべきところだと思っております。

【糸賀副議長】 私さっきの作業部会の委員が決まっちゃったんで、それだけに心配するのは、つまり1から書き起こしていくと、これは大変な作業で、とても短期間に四、五人で書けるものでもない。それで、たたき台になるようなものというか、前のあり方検討会議だったかな、そこで出てきたものに対して、それから10年近くたったので、今おっしゃるようにICT—Information and Communication Technologyもかなり変わって

きたから、そういうものを活用した上で、それらがどういふふうにならなうかというふうなことを中心に書くのであればまだ楽なんです。基本的なところで図書館は、さっき参考1で紹介したように、そもそも論から始めるわけですね。図書館とはこういうものだ、から始めて書き出すと、これはなかなか大変だなと。図書館にはレファレンスサービスもあります、それから協力貸出もありますとかね、雑誌についてはこういうふうにならなうかというふうなことを書き出したら、とてもこれは大変なことにならなうか。

だから、どこかにある程度、照準を合わせて、そこは詳しく書くけれども、図書館の全体像みたいなところはある程度簡略にしないとね、本当に1から書き起こすような作業にならなうか、ちょっとそこを確認させていただいたんですが。

**【倉富企画経営課長】** 今の都立図書館の運営方針や体制については、ご議論の対象というよりは、そういう前提に立っていただいて、そこをよりよくしていく方向で検討いただきたいと存じます。例えば、都立図書館の運営方針を実現していくに当たって、デジタル技術が進展している中で、どのような活用の仕方をすればよりよくなるのか。あるいは一方で、ネットワークばかりを活用するというだけだと、それは図書館の本当のサービスにつながらないということであれば、当然、場の提供というのを重視をしていくということについて触れていただくことになるのではと思っております。

**【糸賀副議長】** よりよくなっていくね。だから、これはその作業部会で今後詰めていくことになるんですが、新しいサービスの提案とか、従来なかったものを提案するところでは詳しく書きたいけど、従来のサービス、当然10年前と同じサービス、例えばレファレンス1つとったって、レファレンスサービスは今後もやりますよ。でもそのときに、新しい情報技術あるいは新しいコミュニケーション技術を使ったやり方は当然していくわけですね。そういう時代とともにおのずと変わっていく部分については、ある意味では当然でしょうと。それ以外に、今度は今後こういうこともできる、リモートアクセスができて、従来はできなかったことがこういうふうにならなうかというところではもう少し詳しく書いていくと、そういうふうなことになるんだろうと思いますけどね。

**【倉富企画経営課長】** そういうことで結構です。

**【糸賀副議長】** それと、だからこれは前々からこれまでの答申だとか報告のときもそうなんですが、読者、読み手としては、やっぱりだれを想定するのか。つまり図書館をあまり使わなうか、今後、図書館をそういう人たちも使ってもらいたいという意味での都民全

体なのか、ある程度、図書館がわかっている、これまでも使っていた利用者なのか。それとも、これは協議会ですから図書館長の諮問をするという趣旨ですから、むしろ都立図書館に対して提案するというかね。都立図書館の職員に対して、今後こうやったらどうですか、あるいはこんなサービスも考えたらどうですかという意味で、ある程度図書館の中身がわかっているというね。それぞれによって多少書き方が変わると思うんですよ。ただ、見る人は、多分これホームページにアップして、都民全体が見ようと思えば見られるのであれば、今まで図書館を使ったことがない都民も対象になるんだろうし。職員向けとなれば、それはかなり専門的なことを書いても構わないということにもなるんで。読み手としてはどのレベルを想定するんですか。

【倉富企画経営課長】 読み手としては、今回の提言については館長への提言ということになります。その提言を踏まえ、サービス向上に取り組ませていただくということになるかと思います。

【糸賀副議長】 わかりました。もちろんそれ、館長に対する提言という形で書くんですけども、結果的にはホームページを通じて都民も広く目にすることができるということですね。

【倉富企画経営課長】 はい、そうでございます。

【糸賀副議長】 はい。

【中島議長】 ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【岡本委員】 特に具体的にどうこうというのはないんですけど、せっかくなので、今業界を非常に騒がせている岡崎市の件を非常に考えたんですけど。私、10月2日に名古屋でそのシンポジウムで話をしなきゃいけないので、えらい困っているんですけど。

結構、人材の話にひとつ行き着くのかなと、あれを見てて思ってますね。私もあまり答えを持ってなくて、いわゆるシステムズライブラリアンみたいな人間を入れればいいのか、ただ入れたところで、多分同じことがきっと起きるだろうという気もしてまして。この都立の提言として、いわゆるライブラリアンの専門職制みたいなものを、どれぐらい踏み込む必要があるのかというのは、ちょっとほかの委員のお考えも伺いたいなと思っています。

ちょっと、その岡崎の件なんかに関して言うと、やはり改めて感じるのが、しょせんはという言い方はなんですけど、図書館もしくは自治体だけですべてのことが当然ながらで

きるわけではないので、やはり外部の専門家の方をうまく取り込んでいくということが必要なのかなと思うんですね。岡崎なんかに関して言えば、最初の問題になった図書館が被害届を出した結果、逮捕されてしまった方を、本当はそれこそ岡崎市に協議会があるなら協議会の委員にお迎えするというのが一番いい手の打ち方だろうと思うんですけど。そういうふうに、外部の方々をどういうふうに、外部の専門家をどうやって中に取り込んでいくのか、図書館のサポーターにしていくのかといったあたりも、それは私自身の個人的な考えなんですけど、都立図書館としてひとつの指針が示せたらいいのではないかなという気がしています。

それは、前回だったか話をさせていただいた、今、アメリカ、イギリスで広がっているガバメント2.0というムーブメントなんかは、まさにその公共的なセクターと民間セクターというふうに二項対立でとらえるのではなく、その接点の部分で緩やかな協業ができないかという議論がかなり盛んにされていますので、都立でも、これはまああくまで公務員の役割であるという部分と、旧来の図書館ボランティアとはまた少し違ってくると思うんですけど、都立図書館のある一種専門的な業務等について、外部の専門委員のようなものをより積極的に迎えていくことが、デジタル時代における都立図書館像として必要じゃないかみたいな話を盛り込めないかなというふうに個人的には思っています。それで、ちょっとほかの委員の方や都立の図書館の方々のご意見も伺いたいなと。

【中島議長】 はい、1つの提案がございました。いかがでございますでしょうか。どうぞ。

【千野委員】 いつもは何か言いたくてしょうがない私が、何を言っているのか、よくわからんというのが今日のテーマの一番難しい部分のような気がするんですが。

今、岡本さんのおっしゃったことに、ものすごく僕もヒントをいただいたような気がするんですね。これは、図書館がどうあるべきかということは、いろんな勝手な視点で話しているから共通言語がないんですけども、こんなことができたらいいなという具体的な事例に、それを議論の出発点として落とすのかゴールとして示すのか、あるいは具体的な形を少し普遍的な言葉で表現していくのか、いろいろなやり方があるとは思いますが、でも、こんなことができたらいいなみたいのところからスタートしていかないと、なんか哲学論議がどんどん進んでいくような気がするわけですね。

それで、岡本さんおっしゃったような、例えばガバメント2.0とか情報発信とか、そういったものから発想していくと、例えば今まで図書館がやってこなかったようなこんなこ

と、それはひょっとしたらデジタルがものすごくバックアップしてくれるものかもしれないし、実はデジタルとは全く関係ないことなのかもしれないけども、そういったことを少し具体的に勝手にいろんなことを挙げていくと、少し議論がわかりやすい形で進むんじゃないかなというふうに思います。

それで言いますと、小林さんのところの図書館のあり方というのは、ひとつ、すごく参考になると思うんですけども、その会の会員の方々の情報発信の場として使う。これは都立図書館にはない機能ですね。例えばそういうことができないのかとかですね。あるいは私は個人的に、何度もこういう場でも言うんですけども、スターのようにだれもが名前を知っている有名な司書というのを、例えば時間をかけて育てていくことによって、図書館というものの認知が広がるんじゃないとか。なんかそういう具体的ところで少し議論をしてみるといいかというのはいかがでしょうかという、これは半分提案、半分困った上での発言でございます。大変恐縮です。

【中島議長】 はい、どうぞ。

【田中委員】 前提として、今まで東京都の図書館としてやらなければいけない役割というのきちっと規定されていますし、その図書館の基本的役割は変わらないという枠組みで新しいデジタルネットワークの状況でどう対応していくかということ、時代、社会的な背景を踏まえて、さらに新しい方向性を見出していくという枠組み自体はよくわかるんですが。

1つ思うのは、図書館の役割、これまでやってきたことを否定したいわけではないんですが、例えば情報を利用して社会活動を営むという中で、公共図書館が果たしている役割というのが、どのくらいの比重を占めるのかと。そこがやはり今インターネットがこれだけ普及して、人々の情報利用活動の中で図書館というのがどこまで浸透してアピールできているのかというところで、今までも大きくなかったかもしれないけど、どんどん小さくなっていったような感じがするんです。

その中で私たちは、こういう重要な役割をやってる、それは変わらないし大事なんですよと言いつけるのはもちろん基本的に大事ですけども、それだけで先の展望が開けるのかなというところが、正直、危機感として持っています。もうグーグルの時代に国会図書館も、まあ保存するということを否定する人はいないけれども、それ以上、じゃあ何をしてくれるんですかと、どこまで大事なんですかっていうことも、突きつけられているような、そういう感じがします。



それが時代背景だとして、では図書館は何をやるべきかということになると、糸賀先生のおっしゃるように、全部の話を書くことになってしまって、それは今期の協議会の短時間でとか、私たちだけで解決できる話ではないだろうということですね。

そうすると、私たちにできることは、図書館の存在意義が問われている、だから全部組み換えてもいいくらいの時代だということは認識していることを明記する。それで、今までにつくっていた「あり方」を守りつつも、やはり拡大解釈なりで変化させるべきところがあるんじゃないかというのを探していく。

そしてポイントとしては、これはもう頂いた資料のつくり方からしても、やはり電子書籍とかそういうデジタルものに対して、例えばどの範囲まで何をやったらいいのかということは今まで考えたことがなかったので、それについて考える方向性というのを都立図書館が見つけられるように、何かの提言、サジェッションを出していくのかなということになると思います。

そういうふうに提言の大枠を考えた場合に、委員の側で、今の時代に図書館がこういうことができしてほしいよねというのを全部かなえたとしたら、やはりそれはすごく大きい話になってしまうので、まとめにくくなってしまいます。そこで、先ほどのお話にあったように、今の図書館で、職員の方が毎日働いていらして、「これじゃ困る」とか、「自分たちにこの能力は足りない」と思うこととか、「今までやってきたんだけど、さすがにもうこれは逆にもうやめてもいいんじゃないか」と実は内面思っていることがあるんじゃないかと思います。それらに焦点をあてるべきだと思います。

というのも、現場の変化は、実は現場の方が本当はやっぱりわかっていらっしゃることだと思うんですね。ただ、やはり官庁のお仕事の仕組みとして、今までにやってきたことをちゃんと踏襲しなくちゃいけないというのがあるので、それをきちんと守って変えないでいらっしゃる。それを覆すということまでいかなくても、違う視点からものが言えるというのが今回のというか、私たち委員ができることなのではないかなという気がします。

**【中島議長】** ほかにございませんでしょうか。今、お話にあったニーズが薄れているようなサービスというのは現実にあるんでしょうかね。私もよくわかりませんが、現場のほうでは。特にないですか。一度議論していただいたほうがいいかもしれませんね、内部でね。

**【倉富企画経営課長】** 実際のところ、予算や人員体制は、厳しい状況にありますので、例えば今ここでリストアップしているようなデジタル化対応について、すべてを一律にや

っていくというのは物理的に不可能だとは思っております。来館者のサービスに加え、デジタル化のメリットを生かしたサービス展開もしていかなければいけないという中で、利用者のサービスの向上の視点をどこに置くのか、どういう視点でサービスを提供すれば一番いいのかというところは、考えなければいけないところだと思っています。

図書館評価でも同じだと思いますが、一番、都立図書館として、あるいは区市町村立図書館との違いの中で、どこに力点を置けば職員の現員の体制の中で一番いいサービスが展開できるのかというのは、あるべき姿を考えていく上で重要なのかなと思っています。

**【中島議長】** それでは、今の1番と2番、総論部分につきましてのご意見はよろしゅうございますか。

次、3番以降に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは各論のほうに入りたいと思いますので、説明をお願いしたいと思います。

**【倉富企画経営課長】** デジタル関係の技術を活用するときに、すべてがメリットというわけではなくて、デメリットもいろいろあるということでございますので、そういったことも含めてご説明させていただければと思います。

3ページをごらんください。デジタル情報の収集・提供でございます。

まず、図書館におけるデジタル化・ネットワーク化のイメージ図を参考5に記載させていただきますので、簡単にご説明させていただきます。

右側からごらんいただければと思いますが、紙の本を、資料保存、又はホームページにより公開をして広く利用してもらう目的で、デジタルアーカイブを行います。このデジタルアーカイブ化した個々の1枚1枚の、絵や本をデータベース化したり、あるいはテーマ別に編集をしてホームページで公開するためのコンテンツにします。それをネットワークを通して職場で見れたり自宅で見れたり、あるいは館内のパソコンで見れたりする流れが1つです。

それからもう一つは、現在提供しているオンラインデータベースについては、民間企業の提供するデータベースをそのまま館内パソコンで利用できるということになっています。オンラインデータベースについては、契約条件などもあり都立図書館では館内に限って提供しているということでございます。

また、図書館向けの電子書籍についても同じような構造になっております。いわゆるクラウド型、ASPサービスということになりますが、最近、新聞等でプレスされているシステムについては、電子書籍のデータは出版社などの提供側のサーバで保管されています。



そのデータを図書館が利用権を購入をして、一定のライセンス契約のもとで館内で見れたり、自宅で見れたりという仕組みになります。そのため、購入してそのまま図書館で保管をする紙の書籍とは異なる特性がございます。

それでは（１）デジタル情報の収集・提供の目的をごらんください。先ほどご説明した公共図書館の性格ということをお踏まえますと、公益性とか公共性のある資料として、収集対象としているものについては、これまでもCD-ROMなどの紙形態のものでなくても収集しているように、基本的な考え方としては、媒体の属性にかかわらず公共性のある資料については収集をしていくというのが、図書館としてのスタンスではないかということでございます。

ただ、提供方法につきましては、前回の議論の中で、情報へのアクセス権の保障や、実際の利用者層に特化するなど、いろいろご意見が出ているところでございます。

また（２）に記載させていただいておりますけれども、紙と電子が重複して発行されるというようなことも実際のところ多いのではないかと思います。そういった中で、単に読むだけであれば紙のほうが便利だということで、紙を中心に考えるべきといったご意見もいただいております。都民の利便性を考えた場合に、導入をするのであればどういった形で導入をしていくのか、図書館の場とネットワークという２つの提供手段が出てきている中で、利便性の何を重視するのかということも、議論の１つになるのではないかと思います。

また、デジタル情報のプラス面、マイナス面も踏まえていくことが必要とのご指摘をいただいております。

まず、提供方法にいて、実際の利用者層にターゲットを絞るといったご意見もございましたので、都立図書館の利用状況をご報告させていただきます。参考６をご覧ください。中央図書館の主な利用層のイメージは、有職者が仕事関連の目的で来館されており、都立図書館を利用する理由としては資料が豊富で調査研究に集中ができるということでございます。また、満足度につきましては、開館時間ですとかインターネット環境に関する項目が、相対的に低いという状況でございます。こちらのクロス集計の表については資料に添付してございます。

次に、参考７の電子書籍等のメリット・デメリットでございますけれども、参考資料４をごらんください。電子書籍と、デジタルアーカイブのメリット・デメリットについて簡単にまとめさせていただいております。

まず電子書籍のメリットについてでございますけれども、民間の図書館向けのシステムを導入すれば、電子書籍のみで出版されるようなものですか、あるいは出版済みの書籍に音声とか動画を付加したものについても収集ができるということになります。

それから、場所を選ばず24時間365日のサービス提供が可能になりますし、文字拡大もできます。また、都立図書館の現行サービスの関連でいえば、都立図書館2館で蔵書のジャンルを区分けしておりますので、この機能分担の補完や、島しょ、西多摩など遠隔地への支援の充実を図ることができることとなります。

一方でデメリットでございますけれども、現状では図書館向けのコンテンツが充実していないことや、端末がなければ読むことができない、いわゆるデジタルデバイドもございます。

それから、現状ですと、コピー、プリントアウト、全文検索は、いわゆる紙に代わるような電子書籍については、今の段階ではできないものが多いと想定されます。

それから、先ほど若干ご説明させていただきましたけれども、いわゆるクラウド型で提供されるようなケースについては図書館側で保存ができないということになります。次に、デジタルアーカイブについては、現在でも都立図書館で取り組みを進めているところでございますけれども、メリットとしては資料保全の観点から紙資料の代替として活用ができるということ、それから国会図書館でも電子展示会を開催したりしてございますけれども、編集などを行いまして付加価値をつけた新たな情報提供の形が可能になるということでございます。また、著作権処理が必要になりますが、ホームページに公開をすれば、だれでもいつでも見れることに加え、書庫に眠っている資料を、公開することによって広く周知をすることができるため、図書館の魅力がアップして来館者増にもつながっていくということがあります。

一方で、デメリットとして、データが脆弱ということもございます。例えば10年や20年たてば、そのファイル形式自体についても、その都度変換をしていかなければならないようなことになるかもしれませんし、画像データでは全文検索ができませんので、1枚1枚見るということでは非常に手間がかかるということ。それから、一覧性がなく、書棚に並んでいる本のように背表紙を見て選ぶようなことは難しいということです。

また、デジタルアーカイブの手法は、国会図書館ではしっかりしたものがございますけれども、図書館全体で手法が定着しているような状況ではまだないということ。それから、コストがかかり、予算面から大規模にはできないので、着実に進めるというような形にな

るのかなということでございます。

それでは、資料4の4ページをお開きください。

(3) 電子書籍の収集・提供でございます。

現在のところコンテンツについては充実していないというところですが、今後の動向にも留意する必要があるのではないかと。それから導入に当たりましては、糸賀先生がおっしゃられておりましたけれども、コンテンツ、コスト、コピーライトという観点を踏まえて検討が必要であるということでもとめさせていただいております。こちらにつきましては、外部経済性がある、公共性のあるものが適当とのご意見もいただいております。また、web上の行政資料についても、紙でないと残らず消えていくということもありますので、収集していくことが重要というご指摘もございました。

なお、電子書籍に関しましては、参考8に記載してございますけれども、都立図書館におきまして電子書籍端末の体験イベントを実施し、電子書籍の都民ニーズの把握もあわせて行う予定でございます。10月3日から新宿西口で電子書籍の体験イベントを実施したり、11月には、リモートアクセスのモニターを募集して実際に体験をしていただくということを企画をしております。

こちらにつきましては、ぜひ委員の皆様にもご利用をいただいた上で図書館協議会でご検討いただく際の参考としていただきたいと思いますと考えてございます。詳細につきましては、後ほどご案内させていただきたいと存じます。

また本文にお戻りいただきまして、参考9の電子書籍に関する最近の動きでございますけれども、電子書籍の提供方法につきましては、今、民間で図書館向けのシステムが開発されております。最近の新聞記事を検索しますと、2社が図書館向けのシステムを提供するという記事が出ております。スタート時では5,000コンテンツ程度というような内容でございます。

国会図書館では、こういった電子的資料につきましても納本対象と聞いてございますけれども、こういった資料が国会図書館から公立図書館に配信されるような仕組みになるかどうかとか、あるいはその範囲、時期によっても、対応が異なってくるところでございます。

それから、資料4の5ページをご覧ください。

デジタル情報に関するアクセス環境の整備でございます。(1)でございますが、図書館が知的生産の場ということから、大規模開架で資料をリサーチできる強みを生かして、来

館利用者に対してデジタル環境の整備、充実を図る必要があるということ。国会図書館がコンテンツ化、アーカイブ化を行っているものにアクセスできる環境を整備しておくことにより、都立図書館の資源を効果的に配分をしていくことが戦略として必要なのではないかとということをございました。

次に（２）でございますけれども、インターネットと冊子の情報の両方を使いこなせるような形で支援が必要ではないかとということをございました。

参考１０として、都立図書館におけるインターネットの環境の整備状況についてまとめさせていただきました。無線LANや音声映像資料室など、インターネットにかかわるものについて列記をしております。無線LANは、中央図書館では４階のみ使用できるようになっていまして、多摩図書館ではワンフロアですので、その中の一部となっております。

電源については、特に４階ということにかかわらず、席数を設けているところがございます。

インターネットパソコンにつきましては、デスクトップで中央で６台、多摩で２台です。オンラインデータベース用のパソコン９台でございますけれども、種類は、資料にチラシをおつけしてございますが、新聞、雑誌、事典類、政府情報など、３２種類を館内で提供してございます。

また、音声映像資料室では、ビデオとかDVDなどの視聴覚資料を専用に関連するためのブースを設置しております。

それから参考１１と１２でございますけれども、現在、システム整備を行っているところでございますが、例えば国会図書館などのインターネットで公開されている情報については、統合検索の中で本文までたどりつけるような仕組みを検討しているところでございます。

最後に６ページをご覧ください。図書館資料のデジタル化及びネットワークを活用した情報発信でございます。

資料保存の基本的な考え方につきましては、都の役割として長期的保存すべきものとして、現在は貴重資料を中心にデジタルアーカイブ化を行っておりますけれども、どのように保存して情報を活用していくのかという視点が必要。それからデジタルアーカイブ化に当たっては、デジタルデータの利便性を活用できるようにすることを前提とし、全文検索ができるなどの利便性がなければ、資料保存の観点を抜きにすると活用という面ではなか

なかメリットが見出せないのではないかとこのところでもございました。

また、地域情報の提供については都立図書館でしかできないけれども、それ以外の部分については大規模デジタル化を国会図書館で進めておりますので、任せるところについては任せることも必要ではないかということでもございました。

また、情報発信につきましては、デジタルライブラリー的な機能を高めるとか、あるいは先ほどガバメント2.0というお話がございましたけれども、双方向的な仕組みなど、何かしらの付加価値をつけるような形で情報発信を行うことで、都民に対するサービス向上や都の資産価値の増加につなげていくということが必要なのではないかとこのところでもございました。

また、都立図書館ができること、魅力が知られていないことから、イメージ戦略や広報戦略の一環として情報発信をしていくということが必要ではないかということでもございました。

最後に、区市町村立図書館等との連携・協力ということで、こちらについても視点として入れさせていただいているところでもございます。

最後に、都立図書館のデジタルアーカイブ化の状況についてご説明させていただきます。都立図書館のデジタルアーカイブ化に関しては大きく分けて2つございます。1つは「10年後の東京」実行プログラム事業ということでございますけれども、こちらは都の計画に基づきまして予算化されている事業で、主に提供の部分に力点を置いて、テーマ性をつけるなどの付加価値をつけてホームページで提供する、ないしはそれに向けて取り組み中といったものがこちらに記載しているものでございます。

それからもう一つは貴重資料のデジタル化ということで、平成12年からスタートしているものでございますけれども、こちらは資料保存と利用の両立ということで、江戸城造営資料や、江戸図、錦絵などの貴重資料のデジタルアーカイブ化を順次行っているということでもございます。

説明については以上でございます。

【中島議長】 今、各論部分の説明が終わりました。ちょうど3時になりますので、ここで休憩を5分ほどしたいと思います。今1分ですね、6分にしましょうか。細かいですが、3時6分に再開します。

( 休 憩 )

【中島議長】 それでは会議を再開したいと思います。

先ほどご説明がありました各論部分なんですけれども、これについてご質問がある方、あるいはご意見がある方、どうぞご発言をお願いしたいと思います。どうぞ、田中委員。

【田中委員】 断片的になってしまって恐縮ですけども、ちょっと細かいことです。

1つは4ページ目のところで、web上の行政資料の収集・提供ということですが、これは今後の例えば都道府県立のレベルの図書館としても重要な仕事として位置づけられるというふうに確かに思うんですけれども、現行の法律上、国会図書館の場合は国会図書館法の改正と連動して著作権法の権利制限がかかるように規定しています。つまり行政情報といっても行政のwebサイトには第三者の権利物がありますので、それをそのまま持ってきてしまう、複製してしまうと、それだけだと権利侵害になる余地があることです。その辺、例えば著作権法の31条のような、図書館全体に網がかかるような権利制限という規定が、まだこういった部分には存在しませんので、これを進めるということとセットで併用するような規定で読むのかどうかもわかりませんが、何らかの法的な対応というのは、やはり一方で整備していかないといけない。契約許諾だけといっても、そういう第三者附属物のような問題が残ってくるというところはあろうかと思えます。

もう一つ次の5ページのところ、国会図書館のことが出てまいります。私どもが今進めているデジタル化というのは、広く利活用していただく基盤として国が集中的にお金をつけてデジタル化を進めているということですので、当然、公共図書館等を通じて全国で利用していただくというのが重要な方策だというふうに考えてはいます。現状、端的に言う権利者との協議の見通しは立っておりませんので、なかなかこういったことが実現できるとい、めどが立たないというのが正直な現状です。

これからの議論として、そもそも論になってしまうんですけれども、物理的な存在である出版物の図書館間での相互貸借ということと、無体物であるデジタル情報を機関を超えて融通し合うということというのは、やはり根本的に原理が違うというところがやっぱりあると思います。貸し出しそのものに対して、今出版社等が疑問を呈している部分というのは、物理的に図書館まで行って本を借りるところで、しかも限られた物理的な存在である本を借りてくるという行為に対する今までの貸し出しというところの図書館の機能と、そもそもそういう制約がなくなったところで、極端な話、自宅にしながら貸出予約登録ができるというところについてのサービスが、同じ基準で律せられるはずはないというのが出版社の言い分、それは原理的に違うので、だから費用負担のルールとかお金の考え方とかも根本的にそこは区別して、あるいは図書館と商業出版とがどういうふうに両

立し得るのかという、そのルール自体を全体に議論しましょうという流れになっております。そういったことを踏まえて、原理原則から、お金の費用負担のルールからきちっと整理していかないと、こういったところも波及的に見通しが立たないのかなというのが今の状況かなと思います。

あと、デジタル資料にメリット・デメリットがあるというところは、私も前回のところで少し発言したような気がするんですけど、国会図書館よりもずっとこちらのほうが進んでおりますので言うのもなんですけど、デジタル資料のメリットの1つとして、障害者の方に対しての効果というのはあると思います。拡大して見るとか読み上げて利用するとか、そういったところは確実にメリットがある。画像でも大きくして見ることができれば、それだけでも効果があると思います。デジタル情報の利点の1つとして、やはりアクセシビリティというところはポイントとして含めるべきかなというふうに思いました。

以上です。

**【中島議長】** ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

**【齊藤委員】** 図書館がサービスを提供するにあたり、デジタルならデジタルという新しい技術と可能性が出てきた場合に、それをとり込みつつ既存のサービスと新しいサービスとのバランスを常にとっていくということ、これはデジタル技術だけではないかもしれませんが、模索し続けておられるんだろうと思うんですね。今回はその中の1つのテーマがデジタル化ということだというふうに理解いたします。

ですから、その場合に、先ほどのご説明やお話でも再確認いたしました、図書館に来る人の意識というのが、何を求めていくのかということ、それは昔と当然変わってくるんだと思うんです。家に本がない、しかし、図書館にはたくさん本がある、そこで、図書館に行ってその本を読む、あるいは調べようというところから、今は家にデータベースにつながる端末がない、もしくは端末はあるけれどもその契約をしていない、だから図書館に行ってみようと、そのように、本を求めて来ている人からそういったデータベースにつながる場所を求めて来ている人へと、来館者の意識が変わってきている、という一面があります。それに対して図書館がどれぐらい対応するかしないかというところのバランスを、日々常に、予算と人員の関係で模索しておられるんだと理解いたします。

そう考えますと、既存のサービスに対して、デジタル技術というものが新しい可能性として何を生むかということをはっきりさせた上で、それを図書館に来られる方々の本当の

ニーズを探りながら結びつけていって、あとは予算と人員のところではバランスをとって実行に移す、ということなんだろうと思うんです。ですから、そういった新しい技術による可能性と利用者の新たなニーズが結びつくポイントをまず整理していただいて、その上で、1つ1つに関して私どもも含めて議論させていただけるといいのではないかなと思うんですね。

デジタル化することによって例えば貴重な資料というものの、それまでは本当にそこまで直接人が尋ねてきて、許可申込を書いて、申請して、それでようやく1対1で見えていたようなものが、デジタルデータ化されることによってインターネットなどを通じて、均衡に閲覧する機会が与えられることになる。そうすると、そういう貴重なものを持っているところというのは、デジタルデータ化しないということが宝の持ちぐされということになって、それは世の中の人からは、あちらでこれだけ公開しているのに、どうしてこの貴重は公開されないんだというような要求がまた起こってくる。そのような状況下で、貴重資料を持っているところは、デジタル化の技術を使って公開するかしないかということを検討せざるを得ない。それが図書館にとって新たに生じた問題だろうと思うんです。

ですから、私は、デジタル技術によって生じるさまざまな利便性を前提として、それと同時に、図書館に来る方々の意識がどう変わっていった何を求めて来ているんだろうということを明らかにする必要があると思います。単純な話、10年前と今と比べたら何が違うんだろうと。同じような人が来ているんですけども、その動機に違いはないか。そのところを明らかにして、それに対し、新たなニーズを解決するデジタル技術というのはこういうものがあるということを確認する。その上でそれを取り入れるのか取り入れないのかというようなところでまず、論点を形成したほうが、今後の議論がしやすいんじゃないかなと思うんですね。

【糸賀副議長】 よろしいですか。

【中島議長】 はいどうぞ。

【糸賀副議長】 今の齊藤委員が言われるのもわかるんですが。だから、その辺ちょっと確認しないと、作業部会というんでしたっけ、さっきの、なかなか動き出せないんですよ。

それはつまり、今の利用者が何を求めているかというのをベースラインにするのか、いや都立図書館としてミッションはこれだと、そうしたら、むしろこういう人たちを引きつけたいとか、引き寄せたい。今まで図書館を使ってないんだけど、図書館がこん



なことができるから、そういう人たちにアピールできるようなサービスを提案していくのとは、何かちょっと微妙に方向が違うように思うんですね。

今の各論のほうの話聞いていて、今バランスと言われましたよね。私もそのバランスをどこで収れんさせるかというのをさっきからずっと考えていたんですけどね。そのバランスがまたわからなくなっちゃったんですよ。つまり各論のほうに出てくるのはデジタル情報の収集、4がデジタルに関するアクセス、5は図書館資料のデジタル化・ネットワーク化でしょう？ これでいくと、だから、私はさっき一番初めに聞いたんですよ。デジタル時代という背景のもとで図書館をどうするかというのが、私は全体だと思っていたら、各論で出てくるのは割とデジタル情報をどうするか、デジタル情報で何をやるかという方向できちゃっているから、各論のほうは限りなくデジタルに傾斜しているんですよ。

最初のほうはアナログとデジタルのバランスを図って、それこそね、それで、これから今まで図書館を使ってない人たちにも、図書館ってこんなこともできるんですよ、あるいは今まで使っている人に対しても、いや、もっとそれ以上のことができますよというふうに応用するんじゃないですかね。そういう意味で私は、やっぱりハイブリッドを考えるべきだと思うんですよ。

前段の議論でどなたかがおっしゃった、田中さんでしたっけ？ もう別に図書館は要らないんじゃないかと、家庭や職場にいながらいろんな情報にアクセスできるんだから要らないんじゃないかと言ったときに、私は単純に、いや、図書館にはやっぱり紙に印刷された本があるということがほかにはない魅力なんですよ。デジタルもあるし、紙に印刷された大量の、場合によってはまだまだアーカイブ化されていないような古い資料もあるという。その両方があって、ちゃんと物理的なスペースもある。特にこの都立中央を考えたら周りにこれだけ緑の美しい空間もあると。そこで何ができるかということを考えていけば、やっぱり単純にネットワークの回線と端末さえあればいいという世界にはならないんだろうと思うんですね。

その辺が私は、やっぱりデジタルとアナログ、新しいものと古いものとの共存、あるいはコンピュータだけで済む世界と、実際に多くの人が時間と空間を共有するこの図書館という場所で知的な創造をするということ、そういうことが全部できるのが図書館だということに応用するべきじゃないかと思うんですね。それが、齊藤さんの言われるバランスになるのかどうかわかりませんがね。私はやっぱりそういうバランスで、少なくとも私は考えようとしてました。

それに対して今の各論は、かなりデジタルに傾斜した話だなと。だから、やっぱり保存書庫にはいっぱいのもがある。それからこの前、この図書館はリニューアルして、開架の図書が32万でしたっけ？ 増えたんですよ、開架がね。

【奥村サービス部長】 34万。

【糸賀副議長】 34万ですか。34万の開架というのは、多分、今、日本の国内で、名古屋の愛知県図書館がかなりの開架スペースを持っているんですけども、とにかく日本でも有数の開架ですよ。ある意味では、国会よりもはるかに開架は多いわけですから。私はその辺のメリットを生かしたいと思いますね。これだけの開架があり、同時にいろいろなデジタル情報に確かにアクセスできるんですけどね。その両者のバランスの中で、ほかにない知的な創造空間が演出できるんじゃないかと思うんですよ。私自身はそう考えないと、確かにデジタル、デジタルでいっちゃったらね、だったら図書館要らないんじゃないの、あるいは少なくともこんな大きな空間は要らないんじゃないのという話にはなっちゃうと思いますね。

そのことと、あとさっき田中さんが言われたことで、webの行政情報の収集に関しては、これはでも、話としては東京都という限定なんじゃないですか。いくら他の都道府県……。

【倉富企画経営課長】 東京都や関連団体になるかと思います。

【糸賀副議長】 関連団体ね。そういう意味では権利者の許諾が得やすい範囲というふうな限定で考えないとなかなか難しいのかなというふうには思いました。

田中さんが言われたように、確かに法の整備ということの提言もしたいと思いますよ。ある意味、今、国会図書館だけがえらい特権的な位置を与えられているんで、都道府県の図書館にとっても、こういうことをやるのであれば、やっぱり法の整備をというようなことを今回の提言の中で触れることも考えられるとは思いますがけれども。

それと、費用負担のことを言われましたよね。当然、電子書籍になったときに、その費用負担の話は私も出てくると思います。現行の図書館法の17条でも電子書籍なんか想定してないわけですから。これは従来の図書館資料、図書館法の第3条でいう図書館資料に私も当たらないと思いますから、お金を取ろうと思えば取れるんですよ。やっぱり、そういうコスト負担をだれがするのか。図書館がするのか、図書館がするということは結局は地方自治体がするわけですよ。図書館がするのか、それとも利用者が負担するのか、受益者負担ですよ。その辺のことはやっぱり今回の提言の中でも踏み込んでいったほう

がいいと思いますね。

一方で、提供する側に図書館としてはやっぱりそういう無料原則を維持したいから、図書館として無料で提供できるようなビジネスモデルなんですよ、そういうものを提案してもらわないと、やっぱり図書館としては導入しにくくなると思いますね。課金で簡単に言うけど、実はお金を取るための徴収コストというのはすごくかかりますから。100円、200円取るためにものすごく事務手数料のほうがふえちゃうということも起こりうるんで、やっぱりこれも図書館として導入しやすい、だからかつてオンラインデータベースのときに、重量制じゃなくて固定料金制というようなことにして、図書館はかなり導入できたわけだから、そういうふうなコスト体系というのは、やっぱり求めていかなくちゃいけないんだろうと思いますね。

あと最後に電子書籍のメリットとして、確かに障害を持った方々のメリットというのも、それはあると思いますね。そう考えたときに私は、これもほかでもよく言うんですけども、電子書籍って結局、時間と空間を超えるんですよ。物理的な本ですと、図書館が開いている時間しかやっぱり借りられない。24時間アクセスできるといっても、結局は予約は入れられても本そのものを入手しようと思ったら、夜が明けるまでやっぱり待たなくちゃいけないという。ところが電子書籍だと、それは多分24時間、実際に読めるようになると思いますよ。それも場所も問わないわけだから、そういう意味では時間と空間を超えるんです。

さらに実は、障害を持った方も健常者と同じように読めるという意味では、私はよく、人間も超えるんだと。だから時の間と書いて時間で、空の間と書いて空間だけでも、人の間、人間——じんかんも超えちゃうんですよ。時間、空間、人間（じんかん）をも超えるというのは、やっぱり魅力的だろうと思うんですね。

でもその一方で、いろいろとウィンドウを広げて見る手間と比べると、物理的な本を机の上にはいろいろと広げてあっちこっち見ながら調べるということのよさというのも、アナログのほうにはあるんで。その両方が使えるのが、繰り返して言いますが、図書館なんだろうと思いますよ。そういうハイブリッドでの図書館のよさというものをアピールし、特に都立図書館の場合には、繰り返し言いますが、大規模開架というのは私はそれなりに魅力だと思いますね。

千野さんはあんまり大き過ぎるとだめだと前に個人的に言われたことがあるんだけど、適当なサイズというのがあるってね。それはそれでわかるんだけども。やっぱりこれだ

けの開架があって閲覧スペースがあって、なおかつデジタル情報もあるという。そこにやっぱり1+1が3になったり4になったり、ときには5になる魅力があるわけなんで、それを全面に出して、それでもって今まで使わなかった人も、今まで使っていた人も、こんなことができますよというような提案をしていけたらいいなと思いますけれども。

私の、ある意味ではこの提言に対する夢みたいなもので、実現できるかどうかわかりませんが、そんなイメージですね。

【千野委員】 よろしいですか。

【中島議長】 はい、どうぞ。

【千野委員】 ちょっとwebの話が出てきたんで、webの話をしたのは実は私です。ちょっと確認のために申し上げておきますと。

法律がどうのこうのとかが、そういうハイブローな話でも何でもなくて、行政資料というのは、現場の担当者がハードディスクの用量が少ないっていう、そういう理由で、例えば公開基準が決められたり、公開期限が決められたり、あるいは勝手に隠されたりというようなことが、現実に行われているわけですね。それをだれかが何とかしてくれないと困るんですけども、そういうことをいろいろなところを求めるくらいだったら、図書館がきっちりまとめるのも1つのミッションに取り込んでいいんじゃないですかという、かなりレベルの低い話から始まっている話ではあるが、現実がある以上、やっておくべきじゃないかなという意味で申し上げたまでです。例えばそれが、じゃあ行政としてこういうルールでやるべきなんですよというような形での提言があるならあったで、私はそれでいいんじゃないかと思います。

それで、今の議論を聞いていまして、田中さんがおっしゃるのは非常に示唆が富んだ話が多くてこっちも刺激を受けるんですけども。図書館の機能って、ネットによって今まで担ってきた機能で要らなくなっている機能がいっぱいあるわけですよ。ネットが出てきたことによってプラスになった機能というのはOPACぐらいの話なんです。どんどん、どんどん、つまりそぎ落とされている中で、皆さんが何となく同じような言い方をなさっているのは僕も同じことを感じるんですが、この提言の中でこういうことをやりませんかというのは、これは実は今までやってきたものがデジタルを取り入れるとこうなりますよと、少しは前向きなんですけど小さい前向きなんですよね。そうじゃなくて、大きくどんと前向きなこんなことというものを提言していかなくは、結局は存在意義がどんどん、どんどん縮小していくばかりなんだろうなというふうに思います。その1つのあり方で、

糸賀先生がおっしゃるハイブリッドという言い方は、1つのキーワードになり得ると私は思うんですけども。

その中でもう一つちょっと、これは私の立場はちょっと置いといての話として聞いていただきたいんですけども。例えば電子書籍の話。僕は収集の対象としての電子書籍っていうのは、これは簡単な話だと思うんですね。

じゃあ貸し出すというときに、これは本当に業界を代表して言っているわけでも何でもなくて、貸し出すという発想の中には、アナログの図書館をデジタルに置きかえたら貸し出すという発想が出てくる。

デジタル時代に電子書籍を貸し出す必要があるのかということは疑ってみる必要がある。それだったら図書館の予算を削って、必要な人に1冊分、例えば「もしドラ」800円、個人的にやったほうがよっぽど行政的には効率的だし目的達成することもあるんじゃないかと。電子書籍を貸し出すって議論は実はしなくてもいい議論かもしれないのかもしれない。そういった発想も僕はできるんじゃないかと思うんですけども。

そういった意味でいうと、これから作業部会の方、皆さん大変だろうとは思いますが、私の期待としては、今あるもののデジタルを変えるという発想にどうしてもなっていくんですけども、そうじゃなくて、そのところはゼロベースで何か考えていくようなことが必要なんではないかと、話を聞いていて思いました。終わりです。

【糸賀副議長】　　ちょっといいですか。

今、千野さんが言われる電子書籍を貸し出す必要がないというのはどういう……。

【千野委員】　　つまり必要な人にはお金出しちゃえばいいじゃんという発想も。

【糸賀副議長】　　お金を出しちゃう。

【千野委員】　　お金を出しちゃえばいいじゃん。話が脱線して申しわけないんですけども。これは実は農業保護をやるべきかどうかという論文の中で読んだことがあるんですけども、要は、何億、何十億もかけて農業を守るぐらいだったら、その人たちに同じ金を渡して、おまえら遊んでいろと言ったほうがよっぽど安くてうまくいくよというような発想があるんですけども、それと全く同じ、そういう発想もあってしかるべきだと思うんですね。

つまり図書館、収集は非常に重要だと、私はそこを否定するものじゃないんだけど。貸し出すときにかける公共コストを考えたら、それが1冊1,000円かかっているんだったら、800円その人に補助してあげて「もしドラ」買ってよと、言いたいのは、それなら

いゼロベースの発想というものでやっていかないと、小さい1歩じゃなくて大きい前向きさというのが、なかなか見えないんじゃないかなと危惧しておる次第でございますという意味で申し上げました。

【小林委員】 今、千野さんが言われたような趣旨でうちでは本を貸し出ししないで、かわりに買って行ってくださいとやっています。欲しかったら自分で、要するに利用するわけですから、その費用は自分で、うちの場合は私立ですから入館費に入れるんじゃないくて、個別にその本1冊につき買って行ってくださいという考え方をやっています。

それで千野さんの今言ったことから思いついたのですが、糸賀先生がおっしゃる「ハイブリッドな現実の場があることが、デジタルの時代だからこそかえて価値がある」、「両方あることがよさですね」というのが1つ言えるとしたら、今のお話からわかるのは、やっぱり公共の税金を使っていることのよさというのが1つあるんじゃないかと。

というのは、「みんなのために」ということをやっているということによって、欧米で盛んになっている「ソーシャル・リーディング」の新しい形を公共的に行うことができます。つまり、今すごくiPadとかKindleとかを使ってみんなやっているのは、「ソーシャル・リーディング」ということですよ。複数の人がいろんなものを読む、1つの本の読んで大勢の人が何かを読んで、私はこう思うとか、ああ思うとか、ここは重要だとか印をつけられる。そういうことをみんなで共有できるからこそ、デジタルな電子書籍っていうのが、いろいろとおもしろいことになっているという面があります。

それを公立の調査研究図書館だからこそできる「強み」に変えて新しい形を作ることができると思うのです。例えば何かリサーチしていった人たちが、「私はこういうふうな資料の続きをこっちで見つけました」とか、「この記述が役に立ちます」とか、「これはあまり今の時代にはちょっと合っていないんじゃないかと思います」とかというコメントを個別に入れて、他の人が参考にすることができる。大勢の人たちが集まって、リサーチ的なものを一緒にやっていくこともできるでしょう。そういう公共の役に立ち、調査研究図書館でなければできないことだったら、多分税金を使ってでも支える価値があるんじゃないかと思います。私たちにとって割と合意しやすいのは、「楽しみのための本のデジタル書籍を都立図書館が買っててもしょうがないよね」というところだと思いますが、それと同じように、この時代、公立の図書館だからできることのよさというのが、デジタル書籍や機器を使うからかえて見える。そういう考え方もあるんじゃないかと思います。

【糸賀副議長】 よろしいですか。そうするとその場合には、やっぱりその本を貸さな

いとだめですよ。

【小林委員】 そう、そこになったらどうなるんでしょうかね。ここまで見に来ていただくと、例えば先ほど糸賀先生が言ったように、みんなで印をつけながら何かをやるみたいな話とかというのができるようなのが、1つはわかりやすいイメージですよ。でも、それは外からやらなくちゃいけないわけなので。

【糸賀副議長】 外から？

【小林委員】 つまり、顔を合わせない人たちが例えばそういうことができるようになるというのが強みなので。それをできるような、何か貸し出しというか、利用できる、利用ですよ。ちょっとニュアンスが違うんですけど、みんながそこに参加できる。

【糸賀副議長】 だって貸し出しってというのは実際には、ある特定の人が特定の期間アクセスできるっていう期間を設けるだけです。そこにアクセスできるわけですよ。そうすると、今、小林さんが言われるように、そのときにいろいろと読んだ感想だとか同時に書き込むと、次の人がそれを見ることができるというのは私はあり得ると思うんですよ、それはソーシャル・ネットワーキングで。その1冊の本をめぐるって、だったらこういう本もありますよということと同時に書いて、それで見える人がどんどん、どんどん利用の範囲を広げていくという、それは私は起こり得るんじゃないかと思うんですよ。やっぱり、そういうモデルを提案していくということだろうと思いますね。

だから、千野さんがその貸し出しをしない、さっき小林さんが言われた買ったらいいというのは、それは多分物理的な本のほうの、紙の本の話ですよ。

【小林委員】 はい、そうですね。

【糸賀副議長】 おたくの図書館は、確かに紙の本は持っても貸さない。そのかわり、同時に売るようなコーナーを設けていて、そこで売ると、そういう話ですよ。

千野さんが言われる電子書籍の場合の貸し出しというのは、やっぱり単に一定期間その人がアクセスできるという環境を提供するわけですよ。だから同時アクセスは当然制限されちゃうと思いますね。だから、同時に100人も200人の人にも貸さないわけですよ。それはただし多分出版する側とか供給する側との契約の問題ですから、どういう価格でどれだけの同時アクセスを保証するか。それによって今度は電子貸出をするときに、受益者に対してどれだけの負担をしてもらおうかというのは当然変わっていくわけですよ。

私はその辺の、図書館界として、こういうコンテンツに対してこういう価格でというような提言はするべきだろうと思うんですよ。

【千野委員】 つまり図書館のほうから。

【糸賀副議長】 図書館のほうから。

そうすると出版社のほうも、従来、つまり今のところコミックだとかゲームがすごく多いわけですね。電子コミックあるいは電子写真集ですからね。そうじゃなくて、今小林さんが言われるような、ある程度税金を使ってやる意味があるようなコンテンツというのは、実はまだまだこれから電子化されていく領域があるわけですね。それをやっぱり図書館としては提案していくし。そのときに同時に、これビジネスモデルでもあるわけだから、全部すごく安い価格で提供してください。図書館にはどんなに複数に貸し出ししてもただでいいですよというようなことは絶対言えないと思うんですよ。それは一定のコストの負担は、こちら側も考えていかなきゃいけない。

そのときに、今までの図書館法の17条の考え方で無料原則というのがあるわけだから、可能な限りはやっぱり低価格で抑えられるようにしたほうが私はいいだろうと思うんですね。そこも含めた提案を図書館界として、していかなきゃいけないだろうと思いますね。

そのときに、実は国は国でそういう会議、この都立の会議の場でも前に紹介された3省懇ですか、その報告が6月28日だけに出ているわけですね。それを受けて各省庁それぞれ動き出すんだけど、多分、今回私と田中さんもその文化庁のほうの委員になるんですけれども。それよりは多分都立のこっちの動きのほうが早いんじゃないかと思いますね。それだけに早く建設的な提案をして、むしろ国が東京都に倣うぐらいのことができたらいいなと思いますね。そういう提案は、多分この協議会の報告としてできそうに今思いますね。今、皆さんの意見を踏まえた上で、やっぱり図書館側にとってこういう電子書籍を利用し、多くの人たちがもっと知的な生産というのかな、知的な活動ができるようなフレームワークというのは提言できるんだろうと思います。それをぜひ、今の話を聞いていたら、ちょっと目指したいなというふうに感じました。

【中島議長】 ほかにございませんか。

田中委員の言われた、これから図書館は要らなくなるんじゃないかというお話は、ある意味では、すごい危機感のあらわれだと思いますよね。デジタル化すればするほど、そういう議論は当然出てくると思うんですね。いわゆる保存という機能以外はもう要らないよという、極端に言えばですね。そんな感じがしてきちゃうわけですがけれども。そういう中で公共図書館がどうあるのかということになると、やっぱり先ほど糸賀副議長が言われた



ように、別の観点をやっぱり残して、今までのよさもやっぱり残さなきゃいけないんだろうと思いますね。

今おっしゃったように、図書館は無料だというのは、皆さん無料だと思っているわけです。有料だとはだれも思ってないですね。お金を取りますよとって、今有料というのは基本的にはコピー代だけですね。あと若干、一部有料という形で情報提供している部分もありますけれども、それはもともと有料じゃなければ提供できないものですね。そういう中で、今言った電子書籍をどうするのかというのは、やっぱり新しい観点を考えないと私はいけないと思うんですね。ですから、糸賀副議長が言われたように、負担のあり方というものを少し踏み込んで議論しないとですね。

【糸賀副議長】 そうですね。

【中島議長】 あるいは、どの部分が有料なのか、どの部分が無料でいいのかというのは、やっぱり考えないといけないと思いますね。全部無料だという発想では、とてもじゃないけどという感じがしないでもないです。今までの本とは違うんだという、全く違う情報が提供はする手段というふうに考えないといけないんじゃないかと思ってますけど。

ちょっと余計なことを申し上げました。

ほかにはございませんか。はい、どうぞ。

【岡本委員】 ちょっと今の有料のところの話についてなんですけれど。

だから本当にそこは私も踏み込んだほうがいいと思って。例えば、私は神奈川県民なんです、都税は払ってないわけですね、かつて10年ぐらいは貢献したんですけど。公共図書館のよさではあるんですけど、だれが行っても比較的使えと。ただ、結局はそれ、税金という原資があって、それは実際利用者の皆さんが負担していて運営されている。ちゃんと図書館運営には金がかかっているということをきちんと認識させるためには、それこそ都民以外の方に対しての何がしかの対価を求めるぐらい踏み込んでもいいのかなと。

最近、市町村立の図書館なんかでやっぱり非常によく聞きますけれど、図書館間貸出で、明らかに持ち出しになっちゃっている自治体はかなり出てますよね。いい図書館を持っているところほど損をしているという。確かに小さな自治体レベルで見ると、これはちょっとアンバランス過ぎて、本当はかなりまずいことなんじゃないのかなと感じるんですね。だから、ちょっとその辺も少し踏み込んでみてもいいのかな。都立がすぐそれをやるというのではなく、都民に対するサービスとして考える部分、例えばこれ今までの議論でも出たように、東京都立図書館であるのと同時に首都の図書館でもあるという性格もあるので、

都立がすぐにどうこうではないと思うんですけど。ただ、その辺の税負担をされている仕組みであるということ認識させるという仕掛けがやはりひとつ必要じゃないかなと思います。

すいません、ちょっと別の点なんですけれど。私は最近もうデジタル的なことに若干飽きてきていて、リアル志向になっているんですが。

ちょっと簡単なエピソードを紹介すると、この前、私、図書館振興財団さんからお金ももらって、今、NPOをつくろうとしているんですけど。その結成イベントを図書館で会議室を借りてやろうと思ったら、会議室は貸してません、あくまで館内とか行政のためだけで使うものです。えっ、それってじゃあ1年の半分は空いているんですね、そこっていう、ちょっと衝撃的なことがあったんですけど。でも、自治体の人に聞いても大概貸してないんですよ。

私は最終的に図書館の場合、残る価値というか残ってほしい価値、あるいは現時点では多分むしろそれは実現されてない価値だと思うんですけど。別に資料があろうがなかろうが、正直どうでもいいなという気がしていて、そこに行けば多様な出会いがあって、やはり最終的には人ですから、さまざまなネットワークハブになっているような場所。それこそ六本木ライブラリーがまさにそうだと思うんですね。そういう場であるということ、やはり目指す必要があるんじゃないかと。

その際に、例えば場所貸しをしてくれるということがかなり重要なポイントになってくるでしょうし。私が3カ月に1回、自分のメルマガの読者会をやっているんですけど、それを図書館のスペースでやらせてもらえれば、そういうイベントが常に図書館で繰り広げられていけば、それは冒頭申し上げた、すべてを館の側だけでやる必要はないという話にも通じると思うんですけど、持ち込み企画のイベントが常に開かれている。それだけ、場としてのにぎわいと人の集まりというのが多用にある場をつくるというあたりが、ちょっとこの中に盛り込めないものかなという気がしました。

海外の図書館ではという話はあんまり好きではないんですけども、やはり普通にエンタランスのところで何かのセミナーをやっていたりしますからね。あれぐらい場としてのにぎわいがあるように、どう施設をつくっていくのかということは、もうちょっと考えられてもいいのかなと思います。

それは電子書籍の流れで言えば、まだ長尾館長の構想がどこまで実際に実現するかわからないですけども、仮に公共図書館から直接、国会図書館が電子化したものを閲覧でき

るようになったら、極論すると1970年までの本って捨てていいわけですよ。あくまで極論ですけど、もちろんとっておけばいいというのはあるんですけども、少なくとも全部開架でスペース使う必要はなくなるので。都立ぐらいだったら別ですけど、市区町村立レベルであれば、スペースの有効活用という点では書架を残すよりもそのにぎわいの場として図書館自体を設計し直すというほうが重要になってくるのかなと思いますし。ですから、デジタル化の先のところで、こういうふうになっていったときに、最後、がらみどりの図書館の中に何をつくるのかというのを、やっぱりこの中に少し盛り込めるとよいのではないかなという気がします。

既に、やはり研究系の図書館なんかはかなり空きスペースがドンとできてきているのを見ると、そこに次いでそういう場をどう使うのかということをやはりきちんと議論をしておかないと、どこの研究系図書館に行っても不毛にスペースが空いているという状態になっていたのを、テーブルだけ置かれているとか、いずれイベントとかやろうと思うんだけどという構想は聞くけれど特にその後音さたがないとか、そういうのをよく見るので、場としてどうするのかというところに、もうちょっとこだわってもいいのかな。そのときに資料の話というのはむしろ脇に置いてもいいぐらいじゃないかな。それよりは、人が集まる、人という資料、リソースが集まる場として、どうデザインするのかというのが重要ではないかと思いました。すいません、くどくどと長くなりまして。

**【糸賀副議長】** 　　ちょっと質問。

その場合、私はさっき大規模開架の魅力ということを言ったわけなんですけれども。その開架、本が置いてある、開架スペースが一定程度確保されているということと、今岡本さんが言われるような、ある程度そのスペースに人が集まったりすることができる、そこでセミナーを開いたりすることができる。それって、大学図書館で今いうラーニングコモンズだとかというのと同じようなイメージですよ。

**【岡本委員】** 　　そうですね、ちょっとあまり日本の大学図書館のラーニングコモンズがうまくいっている感じがしないので、何とも言えないんですけど。

**【糸賀副議長】** 　　まあまあ、でもお茶大だとか。

**【岡本委員】** 　　ああ、そうですね。

**【糸賀副議長】** 　　東京女子大だとかね。女子大が割とうまくみんなやっているんだけど。クリエイティブコモンズだとかラーニングコモンズと呼ばれているようなイメージのものと、大規模開架でなるべく本が置いてあるというのとは両立するんですか。それとも、

どちらか一方、選ぶんですか。

【岡本委員】 いや、両立していいと思うんですけど。

究極の選択を迫られる小さな図書館はたくさん、市町村レベルで見るとあると思うんですね。やっぱり棚に挿した本の上にさらに本を置くというような状態になっているところは、もう判断せざるを得ないと思うんですけど。

ただ、やっぱりすごい理想を言えば私だったら、そういうイベントをやるときに、やっぱり本棚があって、ぱっとレファレンス的にすぐ取り出せ、そこにはプロジェクターのスクリーンがあり、ホワイトボードがあってぱっと何か書けるぐらいが、知識な創発空間としては一番それぐらいだとうれいすよね。本棚も、まあ装飾的な意味も含めて、やっぱりあったほうがいいと思いますけれども。

【糸賀副議長】 ちょっとそういう仕切られた空間が館内のあちこちにあるようなイメージ。

【岡本委員】 至るところにあるとやはりいいですね。

ニューヨーク・パブリック・ライブラリーの裏側のスタッフのほうに入らせてもらったときに、やっぱり本棚がそれなりにでんとちゃんとあり、ホワイトボードが壁一面に張りめぐらされというのを見ていると、ああ、これは確かに知的な仕事を生み出すわけだと。今年の3月だったかに行ったときに、ちょうどwebサイトのリニューアルをしたばかりだったので、そのインタビューに行ったんですけども。まさにその半年間ぐらいの議論がホワイトボード一面に全部残されているんです。

【糸賀副議長】 残っているの？

【岡本委員】 これは確かにこれだけ議論すればいいものができるなと思ったのと、ちょっとしたホワイトボードにすぐ書けるとか、ぱっと雑誌とかを取り出してこれとか。そのとき、やはりそれは実際話したんですけど、何人かで立ち話的に打ち合わせするときに、少なくともその時点においては、電子的なものでみんなでのぞき込むというよりは、昔の古い雑誌を取り出して、ほら、ここにこういうのがあるってことができるというのは、やっぱり確かにブラウジングのよさはありますからね。

【糸賀副議長】 それはでも、都立図書館の規模だったら確かに私もできそうに思うんですね。これがもっと小さいととてもそんな余裕がないけれども、この図書館の規模だったら、それは考えられるとは思いますが。

ありがとうございます、すいません。齊藤さん何か。

【齊藤委員】 今のお話は、図書館の場としての機能といいますか、それがやっぱり移り変わってきているということだろうと思うんですよ。それは確かにそのとおりで、情報を得るために図書館に行くという側面よりも、情報は、例えばインターネットに無線でアクセスできれば、どこでも得ることができるから、図書館では、今はむしろそこで何か自分なりに情報を加工して発信する、その情報を加工する場として図書館の場が期待されている面が出始めている。それで、それにふさわしい設備ですとか環境が求められているのではないのでしょうか。六本木アカデミーヒルズライブラリーというのも、やはりそこで何かを生み出すための場であって、そこに本というものが介在している、あるいは書籍のみならず電子情報や、あるいはもっと広く情報一般というものが介在しているということだと思うんですね。そういったハイエンドユーザーにとっては、そういう創造的な作業に自分を駆り立ててくれるような刺激が満ちていけばいいんだということになります。それは将来の図書館ユーザーの姿として、皆さん想定しておられるんだと思うんです。それに対してどう対応するかというのが1つのバランスです。

ただ、糸賀先生がおっしゃったように、実物の本がたくさんあることの意味ということの大きな意味も依然としてあると思います。やはり電子的な手法を使って情報にアクセスするといったときに、何て言いますかね、情報アクセスするといったときに、情報アクセスする際の土地勘といいますか、それが必要であって、その情報に対する土地勘は、やはり現物としての本があって、そこであっちを見たりこっちを見たり、古本屋をめぐるような調子でさまようこと、これだと思って捜し出した本の近くにあった本を、つい見たりというふうなことの中で身につける必要があるのであって、それはなかなかいきなり電子一本やりではできないんじゃないかなと、人間にはそういったことをどこか訓練する場が必要なんではないかなと思います。ですから、やはり実物の紙の本、それがたくさんあることが必要であって、そこに自分が入り込んでしばらくさまよってみるということを積み重ねることが必要じゃないかと思うんです。

そこをある程度卒業したハイエンドユーザーが、いや、もう創造的な場所さえあればいい、そこでお互いディスカッションしたい、ホワイトボードとテーブルがあればいい、というようなことになるのだと思います。図書館はそういったユーザーにそっぽを向かれないために、バランスをとってやっていくというのは必要だと思うんですけども、今や本を並べることは飾りかという、私はそうではなくて、むしろ書籍という形での情報の森に人を迷いこませるということ、図書館はもっとやらなきゃいけないんじゃないかなと思

います。

【中島議長】 はい、ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【千野委員】 先日、とある区立図書館に行ったのですけれど、区民税を払っていない私にキャレルを貸してくれませんでした。

【糸賀委員】 ああ、そう。

【千野委員】 でも、そういうふうに税負担の有無によって実は障壁ってあるんですよね、実はね。

【糸賀副議長】 じゃあ、登録してなかったんでしょう？ 登録してあれば……。

【千野委員】 登録もできない。

【糸賀副議長】 できなかった、ああ、そうですか。区民じゃないから。

【千野委員】 隣でもないから。練馬区民で渋谷区で働いてます。だめです。

【糸賀副議長】 あれ、機械で自分で予約できるんですよね、キャレルの予約はね。そのときに多分、貸し出しの登録券があればできる。

【千野委員】 それが登録できない。

まあ、そういうふうに実は税金払っている人のスペシャルサービスって何かできるような気がするんです。

実はこの前、館長にお願いして多摩図書館の中を見せてもらったんですけども。齊藤さんがおっしゃるように、雑誌の棚というのは情報の宝庫なんですね、実は。もう背表紙見るだけでもいろんな発想が出てくる。僕はあのときに、1日1,000円払ってここを見るというサービスもあっていいんじゃないかなとも思ったんですけども。そういうふうに、お金というところのくびきをはずしてみると、新しい図書館のあり方って、何か簡単にいろいろ見つかるような気がするんですね。

もう一つ、場という話になっているんですけども。けさ日経で今連載している木田元さんの最終回だったんですけども。あれを読んで僕がいたく感心したのは何かいうと、「私は一生懸命中央大学で仕事をした、週に2日」の件。後の3日はあんた何をしとったんだと、妙な感慨に満ちたんですけども。じゃあ木田元さんが残りの3日、ここに専用の部屋持って思考をやってくれたらどうだろうということを考えてみると、最初のように岡本さんがおっしゃったような、図書館にお客さんとして来るんじゃなくて、スタッフとして来る人っていうのは、果たして都の職員と業務委託した人たちだけなんだろうかと、思うんです。もっと自由な来方とか、例えば荒俣宏さんがここに住んでいたら、恐ろしく

何かいろんなものが出てくるような気がするんですね。

例えば、そういう場の演出としても、岡本さんがおっしゃっていたような人というものが、もっと柔軟にいろんな人がかかわれるような仕組みというのがあったら、それはそれでやっぱりデジタル時代の一つのあり方として、今までなかった図書館のあり方として提言のポイントになるのではないかというふうな感じがしました。以上です。

【糸賀副議長】　　ちょっといいですか。

【中島議長】　　はい。

【糸賀副議長】　　もうそろそろ時間もないんで聞いておきたいんですが。

本を探すときに例えば背表紙がいろいろと見られて、それを見ていく中でいろんなヒントが得られるという話がありましたよね。その一方で、電子書籍になったときに、やっぱり相当OPACの機能を充実させるとか、俗にいう図書館の世界でメタデータですよ、こういうものが整備されてないと、うまく本は探せないんじゃないかという気がするんですよ。

その一方で、全文検索というかテキストサーチというか、そのことの必要性がいろんなところで言われるんですが、ここにそういう視点があまりないように思うんですけども、どうやって電子書籍は探すのが便利なのかというのは、それこそ千野さんあたりはいろんな図書館をお使いだし、国会は国会でいろんな議論、メタデータを含めてやっているんだと思いますけども。そこらあたりはどうなんですかね。

【千野委員】　　例えばですね、この前、国会図書館にしかない雑誌をというか、ラストリゾートとして国会図書館へ頼りに行って、あそこの場の中でOPACを引いたけど、例えば雑誌の記事はまるで役に立ちませんでした。

【糸賀副議長】　　やっぱりね。

【千野委員】　　つまり、3ページ以上はインデックスになっているんだけど。

【糸賀副議長】　　されないよね。

【千野委員】　　2ページになったら、もうないんですよ。

僕はある建築のテーマのことについて書かれた本を探しに行ったんだけど、たまたま見つかったのは、1回目が3ページだったから、ああ、これは2回目以降は2ページになったなと思って当たりをつけて引っ張り出すと、やっぱりあるんですね。

だから、そういった意味でいうと、それはもう開架でのほうがよっぽど、効率的で出会いが多いんですね。

【齊藤委員】　そういう意味では、グーグルが提供しているサービスで、実際の町並み・路地裏までを自宅のパソコンから自在にみることができる「ストリートビュー」っていうのがありますよね、実際リアルに見える。あのような形で、家の中から国会図書館の書架が全部見えると、あるいはさまざまな図書館の中にパソコン上で入って行って、その書架に並んでいるの本の背表紙を眺められる、というのを夢見ています。

【糸賀副議長】　なるほどね。

【齊藤委員】　それが常時24時間見られて、そこをクリックすると目次ぐらいは出てくると。何か、そういうようなことができれば楽しいなと思うんですね。

【千野委員】　目次の画像データというのは大きいですね。

【田中委員】　補足させていただくと、今年度実証実験を出版社と今まさにやろうとしています。

今、大規模デジタルで私たちデジタル化しているのは、画像と目次を別途入力した形というデータをつくっています。グーグルとは違って、国会図書館が考えている探すためのツールとしては、基本的に今までの書誌の検索に加えて、本というのは階層を持っていますから、目次があって章、節の構造があって索引がある、そのところを階層的に使う目的のものを探し出せるようなデータ整備を優先順位としてはつくっていかうということで。画像のものも、まず目次のところだけは書誌にぶら下がる形で目次だけはヒットできるように整備する。目次で絞り込んで、最終的に全文検索ができるものは章、節で絞り込んで、このキーワードではいくつヒットしましたというのを章単位で例えば表示するとか、そういうところまでは最終的にはしていきたいなということで、その取っかかりのところを始めています。

今おっしゃられたように書架のイメージで出てきて、探して、目次までは自由に出てくる。その先は、来館するかお金を払うかしか利用できませんと、そういう仕組みはできるといいなという方向は思っています。

【糸賀副議長】　そうすると、例えばその書誌データのフォーマットというのはどういうものになっていて、それがほかの図書館でも共有できるんですかね。

【田中委員】　そうなんです。そこが、出版社と今回協力してデータをつくらうというのは、その本の、つまりマークアップするときの章や節の構造を統一しましょうとか、そこを決めておかないと、新しい電子書籍と古い画像からつくっていくデータと一緒に検索できませんので、そのルール化を決めたいということで。一部の出版社はあまりいい顔



をしてないんですけど。(笑) 一緒にやろうということで、今呼びかけをしております。

【糸賀副議長】 そうしたら、国会さんがつくったデータが、今度はほかの図書館でも使えるとか検索できるというとは思うんですね。

だから、その辺もちょっとこっちでね、都立のほうの報告というか提言の中で、やっぱりデジタル化されたのはいいんだけど、実は本当はどこかに情報があるのに、うまく探せないためにそれが見つからないというのは、宝の持ちぐされになっちゃうから。その検索の仕方なり趣旨データというかメタデータのあり方みたいなものというのは、実はすごく重要じゃないかと思うんですよ。その辺はちょっとこういうところに、1項目でもいいから書いておいたほうが、そういう方向の研究開発というのが、少しは民間の企業との間で進んでいくんじゃないかなと思いますので、その辺もぜひ入れておきたいと思います。

【中島議長】 よろしゅうございますが、そろそろ時間がまいりましたので。きょうの議事はこれで終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【倉富企画経営課長】 電子書籍のイベントについて説明させていただいてよろしいでしょうか。

【中島議長】 はい、どうぞ。

【坂本資料管理課長】

都立図書館では今年度「電子書籍を体験しよう！」という企画展を行います。資料5を裏返していただけますでしょうか、白黒のところを出していただけますでしょうか。

こちらで今モニター大募集ということでご案内しておりますが、10月3日から都立図書館のホームページからモニター募集をいたします。実際の企画展としましては11月22日から12月22日まで、約1月間ですが、電子書籍、700から800ぐらいは最低でも集めたいなと思っておりますが、1,000タイトルぐらいを目指して、今タイトルの充実のほうに取り組んでいるところです。都立中央図書館の企画展示室にパソコン10台を置きまして、そこから閲覧できます。同時に、モニターを1,000名ほど募集をしまして、自宅などのパソコンからリモートアクセスで電子書籍を読んでいただく、こういった企画にしたいと思っております。

協議会の委員の皆様方にはぜひこのモニターになっていただきまして、ご意見をちょうだいできたらというふうに思っております。詳細については、今後、委員の皆様メールアドレスあてに、チラシとか詳細のご案内を資料管理課の担当者から送信をさせていただきます。もしモニターになってくださるというようなお返事をいただけるようでしたら、

その担当者あてにその旨返信をしていただきましたら、こちらのほうからID、パスワードを委員の皆様あてにご案内をしたいと思いますので、詳細についてはメールのほうをお待ちいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【糸賀副議長】 これは貸し出しはしないわけですよね。

【坂本資料管理課長】 貸し出しもいたします。

【糸賀副議長】 そうなんですか。

【坂本資料管理課長】 はい。

700から800ぐらいは集まると思うんですけども、そのタイトルごとに出版社の、社によって違うんですが、このタイトルの本は何冊まで閲覧してもいいよとみたいな形で、アクセス数は各タイトルごとに異なってくるとは思いますが。一応、貸し出しの期間を長くしますと、皆様にいろんなタイトルを体験していただけなくなってしまうというようなことも懸念されますので、貸し出し期間は極力短く、一度に借りられるのは1人何冊までというようなところを、こちら、体験なので短くなってしまおうとは思いますが、一応さらさらと皆様に見ていただきたいというようなことを、今年実験として行っていきたいと思っております。

【千野委員】 それはデータを送るの。

【坂本資料管理課長】 いえ、サーバーに見に行くというものです。

【千野委員】 アクセスの時間をコントロールすることによってというやり方になっている。

【坂本資料管理課長】 そうですね、サーバに見に行く、それぞれの方が。

プリントアウトとかダウンロードは当然できないことになります。

そのタイトルの中には、出版社の方にいろいろご協力いただいて、今集めているんですけども、都立図書館が持っている貴重書などもこの機会にデジタル化して、あくまで実験的なんですけれども、古いものも合わせてご案内できるような形でと考えております。

【糸賀副議長】 タイトル数は全部で何タイトルぐらいになるんですか。

【坂本資料管理課長】 1,000を目指しております。

【糸賀副議長】 ただ、同時アクセスが複数できるということは、それは副本があるのと同じことですよね。

【坂本資料管理課長】 そうですね。

【糸賀副議長】 同時アクセス数だけ副本があるというイメージですね。

【坂本資料管理課長】 そうです。1冊について何アクセスまでできるかというのは、そのタイトルによって異なります。

【中島議長】 きょうの議論はこれで終わりたいと思いますが、次回は作業部会でご苦勞していただいて、提言の中間まとめをご報告いただく予定にしておりますので、その中で、またご議論をいただければと思っております。

【糸賀副議長】 作業部会の委員になられた皆さん、よろしくお祈いします。

【中島議長】 じゃあ、日程などについて、どうぞ事務局。

【倉富企画経営課長】 中島議長、糸賀副議長をはじめ委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

最後に事務局から連絡がございます。

次回の定例会の日程でございますけれども、11月から12月を予定しております。12月の可能性が高いですが、後日、日程調整表をお送りさせていただきますので、よろしくお祈いいたします。

また、作業部会の委員の皆様におかれましては、10月から11月にかけて1回開催したいと思っておりますので、こちらも日程調整を合わせてさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

【倉富企画経営課長】

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

午後4時10分閉会